

2018年3月9日

経済レポート

けいざい早わかり(2017年度第5号) 署名されたTPP11の概要

調査部 主任研究員 中田 一良

【目次】

Q1.TPP11が署名されたそうですね。……………	p.2
Q2.TPP11の合意内容はどのようなものですか?……………	p.3
Q3.どのような品目で関税が引き下げられますか?……………	p.4
Q4.TPP11は日本経済にどのような影響をもたらしますか?……………	p.5

Q 1 . T P P 11 が署名されたそうですね。

- ・ T P P (Trans-Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ)は、もともとチリ、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイの4か国が締結した経済連携協定(Economic Partnership Agreement、E P A)を母体とするものです。2010年に米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが交渉に参加しました。その後、メキシコ、カナダ、日本が参加し、12か国で交渉が行われてきました。
- ・ T P Pには、経済構造や経済発展段階が異なる国が参加し、各国の利害が複雑に交錯していたことから、交渉は難航したものの、2015年10月に大筋合意に達し、2016年2月にニュージーランドで署名が行われました。
- ・ しかし、米国で、T P Pは米国の利益にならないという考えの下、T P Pを推進していたオバマ大統領の任期満了後の2017年1月に就任したトランプ大統領は、就任直後にT P Pからの離脱を決定しました。トランプ大統領は「米国第一主義」を掲げており、貿易政策では二国間での自由貿易協定(Free Trade Agreement、F T A)を重視する方針を持っています。
- ・ T P Pは、実質的には米国と日本が参加しなければ発効できないため、米国の離脱により、T P Pは当面は発効が見込めない状況となりました。米国への市場アクセスの改善を目的にT P P交渉に参加し、米国の要求によって盛り込まれたルールを受け入れてきたとみられるベトナムやマレーシアは、米国のT P P離脱により、T P Pにとどまるインセンティブを失うのではないかという見方もありました。
- ・ このような状況の中、米国を除く11か国での合意を目指して、T P Pで合意がなされたルールのうち各国が発効の停止(凍結)を希望する項目について、11か国の合意が得られたものは凍結を行うこととし、どの項目を凍結するかについての交渉が行われることとなりました。
- ・ そして、2017年11月に、T P Pの合意内容の一部の発効を凍結するものの、基本的にはT P Pの合意内容を維持する形で、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership、C P T P P)」(以下、T P P 11)として、大筋合意に至りました。
- ・ その後、残されていた項目についての交渉がまとまったことから、2018年3月にチリでT P P 11の署名が行われました。今後、発効に向けて各国で国内手続きが行われることとなります。発効のためには、署名国のうちの少なくとも6か国または少なくとも半数の国のいずれかの少ない方の国で発効に必要な国内手続きを終える必要があり、発効時期は2019年以降になるとみられています。

Q 2 . T P P 11 の合意内容はどのようなものですか？

- ・ T P P で合意された項目のうち凍結される項目は、知的財産分野や、投資家と政府の間の紛争解決 (Investor-State Dispute Settlements、I S D S) に関するものなどです (図表 1) 。これらは、米国が T P P に復帰するまで凍結されることとなります。
- ・ 具体的には、知的財産分野では、一般医薬品や生物製剤のデータ保護期間 (前者は 5 年、後者は 8 年) に関する規定や著作権等の保護期間 (70 年) に関する規定が凍結されます。なお、現在、日本の著作権の保護期間は作者の死後 50 年ですが、T P P の合意を受けて 70 年に延長する準備をしていました。また、2017 年 12 月に交渉が妥結した日 E U ・ E P A でも著作権の保護期間は 70 年となっています。I S D S については、T P P では、道路などのインフラ整備に関する契約に関して、相手国政府の違反により企業が損失を被った場合、仲裁機関に付託できることになっていましたが、T P P 11 ではそれができないこととなります。
- ・ 凍結項目以外のルールについては、T P P の合意内容が 11 か国間で締結されることとなります。サービスや投資の自由化を推進するためのルールのほか、知的財産、ビジネス関係者の一時的な移動、政府調達、検疫、労働、環境、電子商取引、国有企業及び指定独占企業などといったさまざまな分野でルールが定められることとなります。これらのルールは、海外企業と国内企業間の公平な競争を促進させるためのものと考えられます。
- ・ 関税に関しては、基本的には T P P での合意内容に基づいて 11 か国の間で関税の削減・撤廃が行われることとなります。日本を除く 10 か国では、最終的にはほとんどの品目で関税が撤廃されます。日本は、農林水産物の重要 5 品目 (米、麦類、牛肉・豚肉、甘味資源作物、乳製品) について、関税の撤廃を認めないという国会の決議があったこともあり、自由化率 (無税品目が全体に占める割合、品目ベース) は 95% と他国の水準 (99 ~ 100%) と比較すると低い状況です。それでも、日本がそれまでに締結した E P A の自由化率が 90% に満たなかったことを考慮すると、自由化率の水準は高いと言えます。

図表 1 . T P P 11 において凍結される主な項目

急送少額貨物	医薬承認審査に基づく特許期間延長
ISDS関連規定	一般医薬品データ保護
金融サービス最低基準待遇関連規定	生物製剤データ保護
政府調達(参加条件)	著作権等の保護期間
政府調達(追加的交渉)	衛星・ケーブル信号の保護
知的財産の内国民待遇	医薬品及び医薬機器に関する透明性
特許対象事項	国有企業章留保表(マレーシア)
審査遅延に基づく特許期間延長	サービス・投資章留保表(ブルネイ)

(出所) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 協定の合意内容について」等より作成

Q3 . どのような品目で関税が引き下げられますか？

- ・ 日本の主な輸出品である自動車について、カナダは現在 6.1%の関税をかけていますが、5年目に撤廃されることになっています。ニュージーランドは、10%の関税をかけているものもありますが、発効時に撤廃されます。ベトナムは、日ベトナムEPAにおいて関税の撤廃を約束していなかった 3000cc超の自動車について、10年目に関税を撤廃します。また、自動車部品について、カナダは現在、主に 6.0%の関税をかけていますが、発効時に撤廃されます。
- ・ 日本は、工業製品では、繊維、繊維製品には現在、関税をかけていますが、化合繊維製オーバーコート等の一部を除いて、発効時に関税を撤廃します（化合繊維製オーバーコート等は 11年目に撤廃）。このほか、革製かばん、ハンドバッグ、革靴は 11年目に関税が撤廃されることになっています。
- ・ 日本の農林水産物のうち重要 5品目については、関税の撤廃を認めないという国会の決議があったことから、関税が撤廃されないものが多くあります。例えば、米や小麦、大麦は、現行の国家貿易制度は維持され、国家貿易以外により輸入する際の関税は維持されます。ただし、輸入相手国別の無税の輸入枠が設けられ、その枠は段階的に拡大されることになっています。また、小麦、大麦については、マークアップ（政府が輸入して製粉企業等に販売する際に徴収する差益）が 9年目までに 45%削減されることになっています。
- ・ 乳製品のうちチーズについては、現状の関税率が維持されるものがある一方、関税が段階的に削減されて撤廃されるものもあります（図表 2）。バターについては、国家貿易に関しては関税の削減や撤廃は行われませんが、民間貿易向けに輸入枠が設けられ、その枠内の関税は 11年目までに削減されることになっています。牛肉については、関税率が 16年目に 9%に引き下げられることになっており、関税削減期間中に輸入が急増した場合には関税率を引き上げるセーフガードを発動できることになっています。なお、日豪EPAに基づき、オーストラリアから輸入する牛肉にかかる関税率は引き下げられることになっており、TPP11と日豪EPAの関税率のうち低いほうの関税率がTPP11参加国からの牛肉の輸入に適用されることとなります。
- ・ 重要 5品目以外の農林水産物については、発効時に関税を撤廃するか、関税を段階的に削減して、時間をかけたうえで関税を撤廃するものが多くあります（図表 2）。例えば、日本が輸入しているりんごの多くはニュージーランドからのものですが、りんごの関税は 11年目に撤廃されることになっています。このほか、マーガリンは関税が段階的に削減されて 6年目に、ボトルワインは同様に 8年目に、撤廃されます。

図表 2 . T P P 11 における日本の農林水産物の関税の削減・撤廃の例

品目	基準税率	合意内容
フレッシュチーズ	29.8%	モッツアレラ等は現状維持。 クリームチーズのうち脂肪分45%未満のものは段階的に削減し、16年目に撤廃。脂肪分45%以上のものは即時に26.8%に削減
熟成チーズ	29.8%	ソフトチーズ(カマンベール等)は現状維持。 ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等)は段階的に削減し、16年目に撤廃
アイスクリーム	21.0~29.8%	6年で63~67%削減
天然はちみつ	25.5%	段階的に削減し、8年目に撤廃
りんご	17%	段階的に削減し、11年目に撤廃
オレンジ(生果)	12~3月 32% 4~11月 32%、16%	段階的に削減し、8年目に撤廃(セーフガードあり) 段階的に削減し、6年目に撤廃
オレンジ果汁	21.3%、25.5%、29.8%又は23円/kgのうち高い方	段階的に削減し、6年目又は11年目に撤廃
ぶどう	3~10月 17% 11~2月 7.8%	即時撤廃
かぼちゃ、アスパラガス、にんじん	3%	即時撤廃
マーガリン	29.8%	段階的に削減し、6年目に撤廃
ボトルワイン	15%または125円/ℓのいずれか低い方	段階的に削減し、8年目に撤廃
SPF製材(トウヒ属・マツ属・モミ属)	4.8%	カナダに対しては発効時に2.4%に引き下げて、16年目に撤廃(セーフガードあり)。ニュージーランドに対しては即時撤廃。その他の国に対しては11年目に撤廃

(出所)農林水産省資料をもとに作成

Q 4 . T P P 11 は日本経済にどのような影響をもたらしますか？

- ・ 政府はT P P 11 に基づく貿易自由化がもたらす経済効果について試算を行っています。それによると、T P P 11 により、貿易が活発化し、設備投資や個人消費が増加して、日本の実質G D P は長期的には約 1.5%押し上げられることになっていきます(図表3)。T P P が発効した場合には実質G D P は約 2.6%押し上げられると試算されており、米国の離脱により貿易自由化がもたらす経済的な効果は小さくなります。
- ・ 貿易自由化の推進による影響が懸念される国内の農林水産業への影響については、政府試算では、政府がとりまとめた「総合的なT P P 等関連政策大綱」に盛り込まれた対策が講じられることから生産量は減少しないものの、安価な輸入品の流入により国内販売価格が低下するため、生産額(関税率10%かつ国内生産額10億円以上の品目の合計)は約900~1500億円減少する結果となっています。T P P 11 では米国からの輸入にかかる関税の削減・撤廃を行わないため、農林水産物の輸入はT P P ほどには増加しないと考えられます。こうしたことから、生産減少額は、約1300~2100億円と試算されていたT P P の場合よりも小さくなっています。
- ・ T P P 11 がもたらす経済的な効果は、貿易自由化から生じるものだけではありません。T P P 11 参加国の中にはサービス・投資の分野で自由化が進んでいない国もありますが、T P P 11 の合意内容に基づき、各国がサービスや投

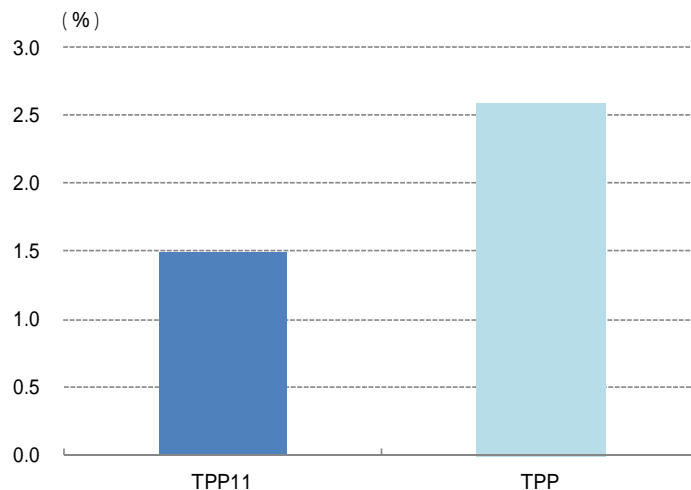
ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。

(お問い合わせ)調査部 TEL:03-6733-1070 E-mail:chosa-report@murc.jp

資、政府調達などの分野で自由化を推進するため、海外の企業が参入しやすくなります。

- ・ 例えば、マレーシアではコンビニへの外資規制が緩和されます。このほか、外国銀行の支店数の上限が拡大され、店舗外の新規ATM設置制限が原則撤廃されることとなります。ベトナムでは、地場銀行への外資出資比率規制が緩和されます。こうした規制緩和は、日本企業にとって海外でのビジネスチャンスの拡大につながる可能性があります。
- ・ また、ルール面では、ビザの発給に関して迅速性、透明性が高まるといったことが期待できます。TPPの合意内容の中の一部が凍結されるとはいえ、知的財産権の保護も強化されます。こうしたことは、日本企業の海外でのビジネス環境の改善に寄与すると考えられます。

図表3 . TPP11の日本の実質GDPの押し上げ率



(出所)内閣官房TPP等政府対策本部「日EU・EPA等の経済効果分析」より作成

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。